

意見第1号

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の発議について
このことについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日提出

提出者 豊川市議会議員 堀 部 賢 一
山 本 和 美
井 川 郁 恵
石 原 政 明
佐 藤 郁 恵
榊 原 洋 二
太 田 直 人
中 村 直 巳
鈴 川 智 彦

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書

手話とは、伝えたいことを音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる者たちの音声言語と同様に、コミュニケーションと情報獲得の手段として大切にされてきた。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者の権利に関する条約には、「言語」は「音声言語および、手話その他の形態の非音声言語」と定義されており、手話は言語として国際的に認知されている。

わが国では、2011年（平成23年）8月に障害者基本法を改正し、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、本年1月には当該条約を批准したところである。

こうした中、手話が音声言語と対等な「言語」であることを広く国民に周知するとともに、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使うことにより、自由なコミュニケーションを享受できるよう

な社会環境の整備が求められる。

よって、国におかれては、下記の事項を踏まえた「手話言語法（仮称）」の早期制定に取り組まれるよう要望する。

記

1. 手話は、ろう者にとって母語であること
2. ろう者が、日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションが取れること
3. ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどを保障すること
4. ろう者が、社会的に自由に生きられること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

豊川市議会議長 今 泉 淳 乙

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官 あて